

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年2月9日 11時25分ごろ
発生場所	長崎県西海市太田和港北方沖 長崎県大島大橋橋梁灯（C1灯）から真方位043° 1.4海里付近 （概位 北緯33° 03.3′ 東経129° 39.6′）
事故の概要	漁船第八天丸は、定置網の設置作業中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年2月18日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八天丸、1.5トン
船舶番号、船舶所有者等	NS3-403371（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に亀裂、機関に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約17℃ 西海市には、本事故発生当時、気象、海象に関する警報及び注意報の発表はなかった。
事故の経過	本船は、船長及び甲板員2人が乗り組み、甲板上に置いた定置網を設置する目的で、船首を南方に向けて機関を停止して投網作業中、船尾方から波高約2～3mの波が来て甲板上に打ち込んで海水が浸入・滞留し、左舷側に転覆した。 乗組員は、全員転覆直前に海に飛び込み、船長及び甲板員の1人が海に浮いているところを僚船に救助され、もう1人の甲板員が自力で海岸に泳ぎ着いた。 乗組員は、全員救命胴衣を着用していた。 船長は、出港前に天気予報を見て、本事故発生当時、風や波が強くなるという予報が出ていないことを確認しており、本事故発生場所付近が大型船の航走波による大きな波が発生しやすい場所なので、本事故発生当時はパニックで周囲を確認できなかったものの、大型船の航走波が打ち込んで転覆したのではないかと、本事故後に思った。 船長は、これまで、本事故発生場所付近で定置網の投網作業中に船尾方から航走波を受けたことがなかった。 船長は、本事故発生当時、携帯電話を所持していなかった。
分析	本船は、大型船による航走波が発生しやすい場所で、定置網の投網作業中、船尾方から波を受けたことから、海水が浸入して転覆したも

	<p>のと考えられる。</p> <p>本船が船尾方から受けた波は、本事故発生当時、気象、海象に関する警報及び注意報の発表がなく、海上も平穏であり、また、本事故発生場所付近が大型船による航走波が発生しやすい場所であったことから、大型船による航走波であった可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、大型船による航走波が発生しやすい場所で定置網の投網作業中、船尾方から波を受けたため、海水が浸入して転覆したのと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型船による航走波が発生しやすい場所で作業をする場合は、大型船の航行状況を確認すること。</li> <li>・ 緊急時の連絡のため、防水措置を施した携帯電話を所持することが望ましい。</li> </ul>